**平成２８年（フ）第８４４号**
広島市佐伯区五日市中央４丁目８番44号　堀内アパート２階
債務者　中村　美紀
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第８５１号**
広島市南区西本浦町５番３―101号
債務者　山口ゆかり
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３５３号**
愛媛県松山市高岡町877番地６　シーサイド高岡
債務者　日浅　君枝
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第４００号**
宮崎市清武町加納４丁目31番地　ＳＥＹＡＮＴＡ×清武301号、前住所宮崎市希望ケ丘３丁目20番13号
債務者　濵田　二郎
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第４０３号**
宮崎市月見ケ丘４丁目21番22号　月見台コーポ203号
債務者　蛯原　孝子（旧姓原井・稲元）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２号**
宮崎県延岡市南一ケ岡１丁目３番２－５号
債務者　戸田　廣実
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２８年（フ）第４３７号**
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目46番15号
債務者　中島　弘子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第４５０号**
鹿児島県鹿児島市錦江町２番34号（ＳＳマンション401号）
債務者　山路　圭太
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第４５３号**
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目45番１号（フローレス勇貴３－Ｊ号）
債務者　久保　隆浩
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１０９号**
岩手県花巻市諏訪500　独立行政法人国立病院機構花巻病院内、住民票上の住所青森市浪館前田４丁目31番13号　コーポ工藤５号
債務者　北川　勝美
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２８年（フ）第１１０号**
岩手県花巻市石鳥谷町好地第７地割９番地１
債務者　佐藤　一子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２８年（フ）第１１１号**
岩手県北上市大堤北２丁目３番２－403号　県営大堤アパート
債務者　菊池喜恵子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２８年（フ）第１１２号**
岩手県北上市村崎野22地割38番地３　グランヒルズＣ棟103、旧住所岩手県北上市二子町秋子沢69番地109
債務者　台野奈緒子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２９年（フ）第１号**
岩手県北上市下江釣子14地割26番地９
債務者　伊藤　恵美
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２９年（フ）第２号**
岩手県北上市和賀町長沼６地割90番地６、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根本宮後９番地２　フランコートイースト101号室
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２８年（フ）第２５８号**
福井市高柳２丁目1507番地　レジーネ大和田203
債務者　林　　晃子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２８１号**
福井市加茂河原２丁目10番１号　信開ウェラコート217
債務者　松村　未廣
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係